

令和5年竹田市農業委員会第12回総会議事録

1. 日 時 令和5年11月6日(月) 午後2時00分～午後2時20分

2. 場 所 竹田市役所 3階会議室

3. 出席委員 12名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子 6番 児玉 淳一
7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男 9番 本郷 敦子 10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀
12番 後藤 恵美子 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 1名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子、次長：堀貴美子、管理係長：渡部夕樹、農地係：河崎凌央

6. 議事

議案第74号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3件
議案第75号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・ 4件
議案第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・ 2件
議案第77号 非農地証明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は12人で定足数に達しています。

(14時00分)

議長

只今から、令和5年竹田市農業委員会第12回総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は9番 本郷敦子委員、10番 島村宏司委員の両名を指名いたします。

議長

議案の上程を行います。

議案第74号 農用地利用集積計画の承認について 3件

議案第75号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 4件

議案第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第77号 非農地証明について 5件

以上、14案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第74号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番と2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第74号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第74号 農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第75号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第75号の1番の案件は親族間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字平田字辻〇〇〇〇田1筆 面積294平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は1,817平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

児玉淳一委員

議案第75号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、バインダー1台・ハーベスター1台・耕うん機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第75号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字玉来字綿内〇〇〇〇畑1筆 面積267平方メートルを所有権移転するものです。新規就農です。譲受人の経営規模は267平方メートルです。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

議案第75号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は、耕うん機1台所有しており、ミニトマト・ピーマン中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、隣接地は宅地と山林であり周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第75号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町新藤字中園〇〇〇〇外1筆 田2筆 合計面積5,592平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は929,353平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

委員

議案第75号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター7台・コンバイン3台・田植機2台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま
す。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第75号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字久保〇〇〇〇外6筆 田7筆 合計面積9,354平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は12,441平方メートルです。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第75号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター2台・田植機1台・耕うん機1台所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われ
ます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第75号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第75号について、これを許可することにご異議ない方は挙
手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって、議案第75号 農地法第3条第1項の規定に
よる許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について1番の説明を事務局に求めます。
事務局

議案第76号1番の案件は、申請地 竹田市久住町大字栢木字高畑〇〇〇〇面積2,232平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は植林です。転用者は杉を植林し山林として利用する計画です。雨水は自然浸透する計画で、隣接農地の所有者の承諾書が添付されています。転用行為は令和6年3月1日から令和6年4月末日までを予定しております。転用許可基準は、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

議案第76号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第76号2番の案件は、申請地 竹田市久住町大字栢木字高畑〇〇〇〇面積331平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は植林です。転用者は杉を植林し山林として利用する計画です。雨水は自然浸透する計画で隣接農地の所有者の承諾書が添付されています。転用行為は令和6年3月1日から令和6年4月末日までを予定しております。転用許可基準は、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

議案第76号の2番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第76号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第76号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第77号 非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第77号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字挾田字荷畑〇〇〇〇外1筆 登記地目 畑2筆 合計面積495平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、農道が狭く周囲が山に囲まれた農地であり昭和50年頃に亡父がクヌギを植林し現況は山林となっています。〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の3筆は隣接地との境界が確認できない筆界未定地です。〇〇〇〇も申請者の〇〇〇〇の所有であり登記地目は原野（非農地）となっています。今回は〇〇〇〇と〇〇〇〇の非農地申請をしており証明書を発行することに問題ないと考えます。顛末書が添付されています。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第77号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市大字菅生字柳迫〇〇〇〇外1筆 登記地目 田1筆畑1筆 合計面積2,673平方メートルの非農地申請をしたものです。亡父が耕作していたが67番は利便性が悪く昭和50年頃から農地として管理ができなくなり、〇〇〇〇は前の所有者が平成13年頃から耕作しておらず現況はいずれも原野となっています。顛末書が添付されています。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第77号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字下志土知字平原〇〇〇〇外6筆 登記地目 田6筆畑1筆 合計面積2,624平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、亡父が耕作していたが獣害がひどいため平成元年頃から農地の管理ができなくなり現況は山林となっております。顛末書が添付されています。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第77号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字米納字久保頭〇〇〇〇登記地目 畑1筆 面積79平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が耕作していたが病気のため平成5年頃から農地の管理ができなくなり現況は原野となっております。顛末書が添付されています。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

4番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、5番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第77号の5番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市直入町大字長湯字久保〇〇〇〇
登記地目 畑1筆 面積2,081平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は祖父が減反政策のため昭和50年頃植林し現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

5番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われれます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第77号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第77号について非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって、議案第77号 非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和5年竹田市農業委員会 第12回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時20分)

令和5年11月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....